

## 豊橋市定住・移住アドバイザー募集要項

### 1 目的

本市への定住及び移住の促進を図るため、本市への定住及び移住を希望する方（以下「定住・移住希望者」という。）及び本市に移住した方（以下「移住者」という。）の生活への助言等をするほか、自身の持つ知見や情報などの専門性を活かして、本市の魅力を伝え、観光資源、食、特産品並びに暮らしの魅力などを、SNS等を通じて幅広く発信する豊橋市定住・移住アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を募集します。

### 2 募集人数

若干名（※ 個人での応募とします。）

### 3 応募資格

以下の（１）及び（２）のいずれかに該当する方。

（１）豊橋市内にお住まいの方（次の①～②をすべて満たしている方）

- ① 豊橋の暮らしの魅力を存分にアピールできる方
- ② 豊橋をより良くしていきたいという強い思いがある方

（２）豊橋市外にお住まいの方（上記の①～②をすべて満たし、かつ次の①～②のいずれかを満たしている方）

- ① 過去に豊橋市に居住・通勤・通学等の経験がある方
- ② 豊橋と関わりのある活動をされている方

※ 年齢及び国籍は問いません。

※ 申込書類に虚偽の記載があった場合には、応募を取り消すことがあります。

### 4 求める人物象

- ・ 豊橋の暮らしの魅力を存分に楽しんでいる方や豊橋市内の飲食店などの人が交流できる場とつながりがある方などで、この地域の魅力を他地域の方に伝えていきたいと思っている方
- ・ 関東圏をはじめとした大都市圏にお住まいの方で、豊橋との縁を大切に想い、第1または第2のふるさととして、何かしてみたいと思っている方

### 5 活動内容

「豊橋市定住・移住アドバイザー設置要綱」に基づき、主に定住・移住希望者に向けて豊橋の暮らしの様子や地域の状況などを伝え、必要に応じて協力、助言等を行っていただくとともに、SNS等を活用して幅広く発信していただきます。

このほか、アドバイザーは、市からの依頼または自主的な判断により、定住及び移住に係る活動を実施していただきます。

### 6 活動要件

（１）活動日

不定期（月1～2日程度）

※ 相談件数などにより増減する可能性があります。

(2) 活動時間

不定期（月1回程度の情報発信、相談支援のほか、年1～2回程度イベントなど）

※ 原則として、従事する3営業日前までに本市から依頼・調整します。

(3) 活動場所

原則、不問とします。

(4) 交通費

原則、予算の範囲内で公共交通機関運賃の実費を支払います。

## 7 特典

以下の(1)及び(2)のいずれかの権利を受けることができます。

(1) 豊橋市の旬ギフトセットが稀に届けられる権利

(2) 豊橋市の旬を体感できる権利（招待権）

## 8 申込

(1) 受付期間

令和5年6月1日（木）10:00 ～ 令和5年6月16日（金）17:00まで

(2) 申込方法

あいち電子申請システムで必要事項を入力してください。

豊橋市広報戦略室ホームページ (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/56573.htm>) に掲載のリンクよりアクセスし、手続きを行ってください。

(3) 連絡方法

選考結果は、採用された方にのみ通知をさせていただき、今後のスケジュールなども併せてご連絡する予定です。

(4) 留意事項

- ・ 受付期間内に申し込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。
- ・ システムがメンテナンス等で停止する場合がありますので、余裕をもって申し込んでください。
- ・ 使用するパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切の責任を負いかねます。
- ・ 申込内容等に不備がある場合は別途メール、またはお電話にてご連絡を差し上げることがあります。

## 9 選考

(1) 一次選考

① 内容

書類選考

② 結果通知

令和5年6月22日（木）

(2) 二次選考

① 日程

令和5年6月26日(月) ～ 令和5年6月28日(水)

② 内容

面接試験

③ 場所

原則、Web 会議システム「zoom」を介して実施する予定です。

④ 結果通知

令和5年6月30日(金)

10 問合せ先

○ 豊橋市企画部広報戦略室

(〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所東館6階)

(電話： 0532-51-2179 FAX： 0532-56-5711)

(E-mail: [kohosenryaku@city.toyohashi.lg.jp](mailto:kohosenryaku@city.toyohashi.lg.jp))

11 その他留意事項

(1) 個人情報の取り扱いについて

応募者の個人情報は、応募者への問い合わせなど、豊橋市が本事業の実施に関してのみ使用するものであり、利用目的以外に本人の同意なく個人情報を開示・公表することはありません。

(2) 選考結果の開示請求について

個人情報保護に関する法律に基づき、口頭で選考結果の情報を提供することができます。電話等では情報提供できませんので、受験者本人がマイナンバーカードなど本人確認できるものを持参し、直接豊橋市企画部広報戦略室にお越しくください。